

労働者協同組合物語

第5回：ウィリアム・トンプソンの協同思想 女性解放と協同コミュニティ

中川雄一郎（協同総研理事長 / 明治大学）

トンプソン：ベンサム主義者 / オウエン主義者 / リカード派社会主義者

前回(第4回)の末尾に今回は協同組合コンGRESとレディ・バイロンについて記す、と書いておいたが、イギリス協同思想家のなかにおいてウィリアム・トンプソンを省くことは、たとえ彼が労働者生産協同組合と直接的に結びつかないとしても、怠惰の謗りを免れないと思われるので、今回は非常に人間的な経済学者であり協同思想家であったウィリアム・トンプソンについて語らせていただくことにする。

アイルランド・コーク州の地主階級出身のウィリアム・トンプソンは、一方で、功利主義者のジェレミ・ベンサムに師事して、功利主義原理を彼の社会思想と経済理論の「指導原理」である、と主張し、他方で、ロバート・オウエンの「分配の平等」を彼の「全労働収益権論」(あるいは「労働全収益権論」)にとっての合理的原理である、と強調して、「生まれと人種、富と性の相違を超越する」理念を展開した傑出したオウエン主義者であった。

トンプソンにとって、ベンサムの功利主義のスローガン「最大多数の最大幸福」は、一方で、人間を、すなわち、男も女も大人も子供も「快樂

を最大にし、苦痛を最小にする」点で同質化され、他方で、「富の平等な分配」において「多数者の幸福が少数者の幸福に優先する」ようになされることを意味した。それに加えて、トンプソンは「全労働収益権論」すべての労働の生産物は生産者にその所有権が属する、という理論をもっとも精巧に展開した「協同社会主義者」であった。「全労働収益権を中心とする限り、社会主義思潮はウィリアム・トンプソンの著書において完成された形で現われている」とアントン・メンガーは彼の有名な著書『全労働収益権』(1891年)で述べている。

1899年にH.S.フォックスウェルはメンガーの『全労働収益権』の英訳書に序論を付し、そのなかでトンプソンを「リカード派社会主義者」の一人だと称した。マルクスもエンゲルスもトンプソンの経済理論に注目したが、エンゲルは、『資本論』第2巻の序文で、リカード派社会主義者たちを「1820年代にリカードの価値、剰余価値論の矛先をプロレタリアートのために資本主義生産に向け、ブルジョア自身自身の武器でブルジョワジーを攻撃している」人たちであると特徴づけ、トンプソンをはじめとするリカード派社会主義者を高く評価した。現在でもなおトンプソンたちは経済学史の領域において「リカード派社会主義者」の重要な人物として研究の対象となっている。

リカード派社会主義者たちは、多かれ少なかれ、協同コミュニティに言及しているが、トンプソンは協同コミュニティについて他のリカード派社会主義者よりもはるかに明確に、そしてはるかに多く言及しているし、またはるかに実践的であった。この点は、トンプソンがオウエン主義者であったことと関係している。トンプソンは次の4つの書物を著わしており、これらの著書のタイトルは非常に長いので、一般に用いられているタイトルで簡潔に示す、そのいずれにおいても協同コミュニティに言及している¹⁾。

- (1)『富の分配の原理の研究』(1824年)
- (2)『人類の半数たる女性の訴え』(1825年)
- (3)『労働報酬論』(1827年)
- (4)『実践的指針』(1830年)

これらの著書のうち、最後の『実践的指針』は文字通りの「協同コミュニティ建設のための指針」である。本稿では、メアリィ・ウルストクラフト(『女性の権利の擁護』1792年)およびジョン・ステュアート・ミル(『女性の従属』1861年)と並ぶ「イギリス三大女性解放論者」と称されている。しかし、何故か、この点はあまり知られていないことから、トンプソンのために、『女性の訴え』に焦点を合わせて彼の協同思想を論じることにしよう。協同組合運動が「女性解放」に大きな関心を払ってきたことの1つの源がトンプソンにあることを、われわれはやがて知ることになる。

トンプソン：女性解放論者

「トンプソンの生きた時代にあっては、女性の従属は一般的に正当なこと、普通のことだと見なされていた²⁾とトンプソン研究者のパンカーストが述べているように、女性は、支配階級の女性であれ被支配階級の女性であれ、どこでも常に男性に対して従属的な地位に置かれていた。結婚は「法律上の保護」を女性から奪うことを意味

したし、家父長的家族制度と財産の長子相続は女性の経済的独立に対する大きな障害であった。同時に、産業革命の進展に伴うイギリス資本主義の発展は女性を労働者として工場のなかに引き込むのであるが、皮肉にも、女性は、工場労働者として「家庭の孤立した奴隷状態を免れることによって、また工場生活の集団的拘束を受け入れることによって彼女たちの有用さを実証し、独立意識の展開の道を準備していく³⁾」ことになる。他方、新興勢力となった産業資本家や中産階級層は、私有財産制度を絶対的に維持するために、消費を単位とする家族制度を擁護し、女性に対しては依然として男性への従属を強いた。このような社会背景の下で、産業資本のイデオロガーとしてのベンサムは、男女の同質化を正当化する「最大多数の最大幸福」に基づく「男女の政治的権利の平等」を説いたにもかかわらず、家族内での女性の地位は「従属的」であることを一貫して主張した。すなわち、ベンサムは、家長を財産の唯一の担い手とし、その限りでのみ男女の政治的権利の平等を説いたのであった。ベンサムにあっても、女性は、家庭的にも、したがってまた、社会的にも依然として男性に対して従属的な地位に置かれていたのである。

女性の側から「女性解放」を論じたメアリィ・ウルストクラフトは、本来「もっとも自然な状態にある」と彼女がそう見なした「独立自営の中産階級の女性」たちが、産業革命の波を被りはじめた「独立自営」の零落と共に次第に「中産階級的特性を喪失していった」ために男性と比べて不平等な地位しか与えられなくなったと考え、彼女たちがかつて保持していた社会的地位を取り戻すためには何よりも「彼女たちの失われた特性」を回復させる「道徳的改善」を志向すべきだとした。独立自営の中産階級の零落がその階級の女性たちから社会的地位を奪っていったにもかかわらず、彼女は、零落の結果としての「中

1. ジェームズ・ミルの「政府論」

トンプソンの『訴え』は、ジェームズ・ミル(ジョン・ステュアート・ミルの父親)が1820年に *Supplement to the Encyclopedia Britannica* で著わした「政府論」(Article on Government) に対する反論として書かれたものである。同じ功利主義に立脚しながらトンプソンとまったく異なる、相対立する結論を主張したジェームズ・ミルの思想とロジックとをトンプソンは厳しく批判したのであるから、ここでは先ず「政府論」に表われているミルの思想とロジックを簡潔に見てみよう。

ミルの「政府論」の意図するところは、産業資本にとっていかなる政府形態が最良の政府形態であるかを論証することであった。トンプソンが直接的な批判の対象として取り上げた「女性参政権」(女性の政治的権利)の問題は、第8章「代議政体に必要な資格を確保するために選挙機関に必要とされるものはなにか」のなかで論及されているにすぎないが、「政府論」全体を通じて彼が真にターゲットとしている論点は、イギリス社会において勝利しつつある産業資本の政治的支配の確立であった。ミルは、そのために選挙法を改正し、一方で新興階級の産業資本家や中産階級層の選挙権を拡大し、他方で労働者階級の選挙権を拒否しようとするものであった。ミルは、この意図を正当化するために「利益包含説」というロジックを用いて、すなわち、1つは民主政体=代議員制度の確立によって、もう1つは女性参政権の拒否によって、所期の目的を達成しようとしたのである。

ここでミルの「政府論」のロジックを追ってみる⁹⁾。「政府に関する問題は、手段を目的に適應させることについての問題である」では、政府の目的とは何か。政府の目的はこれまでさまざまに表現されてきたが、ロックはそれを「公共善」(public good)だと言い、他の人は「最大多数

の最大幸福」だと言う。これらの定義はそれはそれで正しいが、十分ではない。何故なら、「最大多数の最大幸福」が何であるかを知るためには、最大多数を構成する個人の幸福が何であるかを知らなければならないからである。一般的に言えば、人間の状態は苦痛と快樂によって決定され、幸福は快樂が大きくて苦痛が小さいほど大きい、とすることができる。そしてミルは、「政府の任務は人びとが相互に受けあうところの快樂を最大限に増大し、苦痛を最小限に減少することである」と主張した。政府の「任務」を全うすること、これが政府の「目的」である。

ミルは、ベンサムがそうしたように、快樂という主観的感情を数量化する。そこで彼は次のように言う。「われわれの快樂のもっとも多くの手段だけでなく、生存の手段をも獲得するためには労働が必要である。…このことは疑いもなく、政府の(存在の)第1の原因である。…欲望の対象の多くが、そして生存の手段でさえ、労働の生産物であるということが考察されるならば、労働を確保する手段がすべての基礎として具備されなければならない」。要するに、快樂の手段も生存の手段も労働なしには獲得されないのであるから、それらの手段が労働生産物であることは明らかであり、したがって、政府の「目的」あるいは「任務」である「最大幸福」は最大量の労働生産物を獲得することにあり、そのために最大量の労働が獲得されなければならない、とミルは言っているのである。それではどのようにして労働を獲得するのか。労働を獲得方法には「強制」と「誘引」、すなわち、労働がもたらす利益」とがあるが、前者は奴隷制の下で適用されるので考察外のものである。後者の方法に依るしかない。「最大可能な量の労働を獲得するためには、労働に伴う利益を最大可能な高さに引き上げなければならない」。しかし、労働の生産物よりも大きな利益を労働に付することは、他人の労働生産物を強奪

の個人は、不都合なく除かれる、ということである。これに含まれるのは、その利益が両親に包含される一定年齢以下の子供と、その利益が父あるいは夫の利益に包含される女性とである。こうして、ミルは、先ず選挙権は成人男子にのみ与えられることを確認した。そしてさらに、彼はこう言うのである。「この必要な資格(選挙権)は、もっと少数の者のなかに見いだされないかどうか、考えなければならない。だがミルは、何故にもっと少数の者に選挙権を与えなければならないのか、その理由について一言も示さない。彼の「利益包含説」に立てば、その次のロジックの筋道は当然、「男性の一部を他の男性から区別する」ことである。そのために、彼は、男性自身を、年齢・財産・職業(あるいは生活様式)の3つに区別して、選挙権をもつことのできる男性の範囲を制限するのである。「年齢による制限」について、相当高くしても差し支えなく、例えば4歳にならなければ選挙権が与えられないとしても、社会の他の人びとのためにならない法律が制定されることはほとんどない、と彼は言い切る。「財産による制限」については、彼は、選挙権の有資格を低く置くことには弊害はないといえるが、利益があるともいえないので、社会的に中位のところに基準を置くのが良いとする。「職業(あるいは生活様式)については、彼は直接言及せず、階級(といっても、地主・商工業・専門家の)代議制度は貴族政治を生みだし、貴族政治の悪政を再生産するにすぎない、と言うだけである。要するに、ミルは、「民主政体」を理想的な政府形態であると、旧い封建的な貴族政体・君主政体を切り捨て、家父長的で独立小生産者的なルソー的直接民主主義を拒否する代わりに、新興勢力としての資本家・中産階級の利益を擁護する代議制度を前提として選挙権の有資格者を決めるべきだ、と主張したのである。そしてその際に彼の用いたロジックが、成人男子の選挙

権有資格者の範囲を制限するための、つまり、労働者階級に選挙権を与えないために、女性に選挙権を与えない「利益包含説」であったのである。性による選挙権の制限と財産による選挙権の制限、これは、近代国家に実際に存在したそれである。一方が他方を正当化する根拠とされたのである。しかし、わがトンプソンは、ミルの、ベンサムよりも後退したこの「選挙権排除・制限論」を厳しく批判し、女性の政治的権利=選挙権に基づく経済的独立を主張するのである。

2. トンプソンの「政府論」批判

「利益包含説」によって女性を政治的権利=選挙権から排除しようとするミルの真の意図は、たった今見たように、労働者階級を政治的権利から排除する口実を根づかせ、当然のことだと思わせることにあった。トンプソンの批判も、結局は、この点に行き着くのであるが¹⁰⁾、とりわけ彼は、女性の選挙権を拒否することに厳しい批判の矢を向ける。トンプソンにとっては、ミルのロジックである「利益包含説」は「人類を2つの道徳的集団(この「道徳的」とは「社会的」という意味でもある - 中川)に、すなわち、一方は自由と享受とで飽和し、他方は奴隷の状態、欠乏、侮辱で飽和する集団に大別する」のは「功利の原理の誤用、以外の何者でもなかったのである¹¹⁾。

そこでトンプソンは、「女性の利益は父あるいは夫の利益に包含される」とのミルの「利益包含説」を3つの観点から批判する。すなわち、「男性と女性との間に利益の一致が存在するか」

「仮に利益の一致が存在するとしても、そのことが一方の側から政治的権利をはく奪する理由になるか」、「市民的、政治的権利以外に労働と能力に応じた享受の平等を保障するものがあるか」である。簡潔に見ていこう。

について:女性を、(a)夫も父親もない女性、(b)父親と一緒に生活している女性、(c)妻、の3

の正しい要求から個人を惑わすために、政治家(politicians)、聖職者、政治家(statesmen)は、国家、教会、国民の栄光、国富などの利益が常に個々人自身の個人的利益を意味するかのように、数多くの不正な表現で人びとをペテンにかけてきた。この個人的利益は家族のうちの個人のなかに存在するのである。そこでこそ、個人的利益は追求されなければならないのである。…厳密に言えば、ある個人の幸福が、体質の相異、道徳的、肉体的原因から、特に肉体がいくつかの点で相異している場合には、他人の幸福に包含されることは不可能なのである。¹²⁾

少し解説を加えると、トンプソンはこう言っているのである。すなわち、支配階級は国富に基づく国家や教会や国民の栄光が個々人の幸福であるかのように喧伝するが、被支配者階級の労働者や女性たちはそれらの栄光も幸福も富も享受していないのであるから、両階級の利益の調和などあり得ないし、したがって、支配階級の言うような「一般的、抽象的幸福」は労働者や女性には存在し得ないものである。幸福について言うのであれば、それは「家族のうちの個人のなかに存在する」個人的幸福であって、人間一人ひとりの幸福を求めて個々人は自らの利益を追求するのであり、そしてその際には、男女の間に職業上の障害や知的技倆上の障害をおかずに、平等な条件の下でそうすべきである。したがって、政治的権利=選挙権も男女の区別なく与えられるべきであり、男女の間に存在する自然的、肉体的、生理的な相異によってだけでも女性が「男性との競争」において不利益を被るのであるから、それ以上の人為的障害をつくりだしてはならないのである。家族の内部で個人的幸福を追求する、という彼の主張は、「家族は外部のすべての世界

に対立するものとして共通の利益をもつ」からであって、家族においては利益が家長に包含されるとか、家父長と家族の各構成員の利益が一致するとか、ということを行わんとしているのではなく¹³⁾、あくまでも、幸福は具体的、個人的なものであるので、政治的権利も個人的権利として社会的に確立されなければならない、ということである。換言すれば、政治的権利が個々人の権利として社会的に確立されるならば、「家族」あるいは「家族制度」の枠は取り払われるのである。ただ、現行の社会システムではそれは不可能であるから、女性が経済的に独立できる協同コミュニティのシステムの下でそれを実現しよう、とトンプソンは考えたのである。

(c)のグループは妻である。彼女たちの場合も事情は同じである。女性は、結婚するやいなや、成人女性がそれまでもっていたほんの僅かな市民的権利も無くなる。長子相続法は、結婚した女性の財産を夫の財産にする法律であり、これによって妻は夫の「動産」に成り下がって夫の命じるままに服従せざるを得ない召使になってしまうのである。事程左様に、夫と妻との間に利益の一致あるいは利益の包含は決して存在しないのである。

についてトンプソンはこのことについて、次のようなロジックを展開して、「一方の側から政治的権利をはく奪する理由」は存在しない、と結論する。すなわち、男女いずれの側に政治的権利=立法権を行使させた方が人類の利益になるのか、という問題を設定し、その比較を検討する。(1)女性が政治的権利を行使する場合 第1に、女性は体力という点で弱者であるから、女性の幸福が犠牲にされないために、立法権が強者に与えられないようにする。ところが、第2に、女性は排除された男性の利益を無視できない。何故ならば、男性の優れた体力は排除されたという不正義に服従しないからであり、さらには、

で女性が奪われてきた享受の平等を取り返すものであるとすれば、これを保障するものこそ女性の政治的権利である。「政治的権利の行使は、民法と刑法の単なる確立以上に多くの幸福の手段を与える」のである。女性にまで拡大された代議制度と選挙制度は女性の肉体的上の不利益を補って余りあるものにするだろうし、女性が選挙権と被選挙権を保有するようになれば、女性の精神は大いに高められることだろう、とトンプソンは信じて疑わなかったのである。

このように、トンプソンは女性の利益は男性の利益に包含されないことを立論して、ジェームズ・ミルの意図するところを批判し、女性解放の第1の目標が女性の政治的権利の獲得にあることを明確にしつつ、同時に女性解放の第2の目標は女性の経済的独立を実現すること、しかもそれは相互協同の原理に基礎をおく協同コミュニティにおいて実現することを訴えるのである。それにしても、現在のわれわれにとっても、トンプソンの次の言葉は大いに意味あるものである。

強い愛情と理性の進歩は、完全な平等が支配している場合には、利益の同一性に導き得る。というのは、このような場合には、他人に対する権力は、いずれの人の手にも付与されないものであるから、相互の尊敬と説得とが意思の調和を引き出すために行使されるに違いないからである。権力が誰かに与えられるやいなや、利益の一致を云々するのは言葉の絶対的矛盾である。何故なら、もし一致があるとすれば、服従を強要する権力は必要ないからである。2人の中での利益の実現の一致を生み出すためには、第1に他人を害したり、苦しめたりする一切の権力が両者から等しく取り去られなければならない。次に、万事において、各人の幸福を促進すること

が彼らの相互の利益であることをその両者が認識するように...仁愛と理性が培われなければならないのである。¹⁵⁾

政治的権利を所有する者がその同胞の男性の政治的権利の平等な所有から排除するまさにその同じ理由が、彼らをしてすべての女性を排除しようとさせる理由なのである¹⁶⁾。

女性解放と協同コミュニティ

トンプソンはこのようにミルの『政府論』を徹底して批判したが、トンプソンにとって、女性の政治的権利の真の実現は女性の経済独立が保障されてはじめて可能であった。すなわち、女性解放は経済的独立に基づく女性の政治的権利の確立に依らなければならないが、それを可能にするシステムこそ協同コミュニティのシステムである、とトンプソンは考えていた。既に彼は『富の分配の原理の研究』において、「相互協同の体制から生じる他の利益は...その制度が男女両性の間で確立する権利、義務それに享受の正しい平等である。これは、コミュニティのすべての構成員のより拡大された平等に包摂される」と述べて、協同コミュニティにおける男女の経済的平等を主張した¹⁷⁾。

前述したように、トンプソンは個人的競争の制度の下での女性の政治的権利の要求と、したがってまた経済的平等の要求の限界を認識していた。女性が「男性と平等な幸福を追求する際に障害となる自然的障害の他にどんな追加的な障害も、どんな人為的な障害も付け加えられてはならない」という女性の要求と、「女性はあらゆる種類の知識を身に付け、彼女たちの幸福に役立ち得る心身両面の能力を開花する、男性が所有しているのと同じ手段を要求している」こと

註

- 1) 4つの著書の内容については、拙著『イギリス協同組合思想の研究』（日本経済評論社、1984年）を参照されたい。
- 2) R. K. P. Pankhurst, *William Thompson (1775-1833)*, p.66.
- 3) *Ibid.*, p.65.
- 4) 水田珠枝「メアリ・ウルストンクラフトにおける理性と感情」、『社会科学論集』第1号、1968年、p.62.
- 5) Pankhurst, *op. cit.*, p.70.
- 6) William Thompson, *Appeal of one half the human race Women against the pretensions of the half Men to retain them in political, and thence in civil and domestic, slavery in reply to a paragraph of Mr. Mill's celebrated "Article on Government"*, 1825, p. .
- 7) この点については、水田珠枝「女性解放思想の形成過程：功利主義から社会主義へ」、『思想』、1968年、p.74. を参照されたい。
- 8) W. Thompson, *op. cit.*, p. .
- 9) James Mill, *Essays on Government, jurisprudence*, 1825 (Reprinted 1967), pp.3-23.
- 10) トンプソンはこの点について次のように

言っている。「女性を政治的権利から排除するために使われた口実は...男性の政治的権利に対する大きな根拠それ自体を一掃してしまう。というのは...男性が少なくとも彼らの半数に対して権力を行使することになるからである。」(W. Thompson, *op. cit.*, p.19.)要するに、息子の利益は父親の利益に、労働者の利益は雇用主の利益に包含される、という口実も十分成り立つのである。

11) *Ibid.*, p.20.

12) *Ibid.*, p.47.

13) トンプソンは次のような強調する。「利益を包含するとか、利益の一致とかは、2人の利益がたまたま符合する場合に生じる例外にすぎない。利益の不一致こそが一般的ルールである。」(*Ibid.*, p.50.)

14) *Ibid.*, pp.156-157.

15) *Ibid.*, pp.47-48.

16) *Ibid.*, p.113.

17) W. Thompson, *An Inquiry into the principles of the Distribution of Wealth*, p.430.

18) W. Thompson, *Appeal of one half the human race Women*, pp.158-159.

19) W. Thompson, *Practical Direction*, p.3.

20) W. Thompson, *Appeal of one half the human race Women*, p.159.

